

## 令和 8 年度茨城県国民健康保険団体連合会事業計画

### 第一 基本方針

国民健康保険制度は、平成 30 年度より都道府県が財政運営の責任主体となる新たな国保制度が施行され、概ね順調に運営が行われているところであるが、今後も人口減少や被用者保険の適用拡大等による被保険者の減少や、被保険者の高齢化による医療費の増嵩が進むことが想定されることから、財政運営の一層の安定化・健全化が求められている。

このような中、令和元年 5 月「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により、国保連合会が、レセプトデータの分析等や、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施における KDB データの分析手法の研修や支援、実施状況等の分析・評価を担うとともに、これらを通じて保健医療の向上や福祉の増進に努めることなどが明確化された。

また、令和 3 年 3 月には、審査支払機関である国保連合会と社会保険診療報酬支払基金の機能強化を図るため、厚生労働省から、両機関の審査結果の不合理な差異の解消、システムの整合的かつ効率的な在り方に関する「審査支払機能に関する改革工程表」が示された。

これらを踏まえ、本会では、令和 6 年度に KDB システムに補完システムを付加し機能拡張を行い、その操作方法やデータ集計・分析のための研修を行うなど、データヘルス計画や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係るデータの抽出・評価・分析等の支援を行い保険者支援の強化を図っており、今後も県と連携し機能の充実を検討していく。

その他、特定健診受診率の向上や重症化予防等における個別保健事業の展開・評価方法に係る研修、第三者行為損害賠償求償事務の対象拡充などを行ってきた。

令和 8 年度は、これまでの取組を充実強化するとともに、審査支払機関の機能強化については、全国の国保連合会や国保中央会と連携して、審査基準の統一化等の審査業務の適正化・効率化、システムの共同開発・共同利用の推進に適切に対応していく。

また、介護保険関係では、市町村において、令和 8 年 4 月から随時、介護情報基盤が整備され、市町村、医療機関等関係者が利用者情報を共有・活用できるようになるため、全国の国保連合会や国保中央会と連携しつつ、主体的に、本会が保有している医療・介護の給付や健診データを活用したデータ活用・分析などについて保険者支援の強化を図っていく。

その他、予防接種におけるオンライン資格確認・接種記録等の事務がデジタル化され、実証事業が開始されていることから安定稼働に寄与する取組を行っていく。

予算編成にあたっては、これらのことを、重点事項を基本とし、コスト意識を強く持って単年度収支の均衡を図りながら、本会がこれまで蓄積した知見やノウハウを十分に発揮し保険者がこれまで以上に保険者機能を発揮できるよう支援に取り組む。

#### 《重点事項》

##### 1. 審査支払業務の効率化・高度化とコンピュータチェックシステムの整備等

- (1) 「国保審査業務充実・高度化計画」及び「審査支払機能に関する改革工程表」の実現に向け、国保連合会と社会保険診療報酬支払基金の審査基準の全国統一等の整合性について、審査委員会と連携のうえ確実に実施する。

- (2) 画面審査におけるシステムチェック項目について、全国統一の動向と保険者ニーズのバランスに留意しながら適切な項目の設定に取り組むとともに、随時見直しを行い適正な審査と業務の効率化を図る。
- (3) 県からの委託を受け、KDB 補完システムの安定稼働及び保険者支援の充実に向けた対応に努める。
- (4) 介護保険審査支払等システム、障害者総合支援給付審査支払等システムのクラウド化に伴い、引き続き安定稼働に向けた対応に努める。
- (5) 年度途中から予防接種関連システム先行稼働を予定している市町村があるため、その安定稼働に向けた対応に努める。

## 2. 保険者支援の拡充

- (1) 第三者行為求償事務について、国から取組強化を求められていることから、本会において、保険者から求償事務の委託にあたり、引き続き保険者事務の軽減、効率化及び医療費適正化に資するよう支援強化に努める。
- (2) 令和8年度は多くの保険者で第三期データヘルス計画の中間評価が予定されるため、「国保・後期ヘルスサポート事業ガイドライン」に基づき、県、保健事業・支援評価委員会と連携しながら支援（研修会や個別支援等）を行う。  
また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、特定健診・特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防等について、県・後期高齢者医療広域連合と連携した保険者支援を行う。
- (3) KDB 補完システムにより、生活習慣病重症化予防や重複・多剤服薬者等の対象者を抽出し、保健師等による早期介入につなげることで保険者における重症化予防や医療費適正化を支援する。
- (4) 効果的な広報事業として、プレミアム動画広告を活用し、国保制度 PR 映像を放映することで国保制度の啓発を図る。
- (5) 本会、市町村、委託業者の三者間で契約し、特定健診受診率向上共同事業を行う。
- (6) 介護情報基盤の運用開始に伴い、情報連携事務に関する業務を受託することから、市町村における情報連携について、国保中央会と連携して円滑な運用に努める。

## 3. 情報セキュリティ対策の推進等

本会が保有する個人情報をはじめとする全ての情報資産を情報セキュリティ上の脅威から保護するため、認証取得した情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に基づき、情報セキュリティを確保する。

## 4. 会務運営の健全化等

- (1) 総会及び理事会の議事録をはじめ、財務諸表の公開を行うなど、引き続き、会務運営の透明化を図る。
- (2) 会計処理については、引き続き、監事による監査、公認会計士による外部監査及び財務監察担当による抜き打ち検査等により適正化を図る。また、引き続き、円滑な業務処理に努め、効果的・効率的な運用を図る。
- (3) 財政の健全化を図るため、契約事務の適正化、物件費等内部経費の縮減等に努めるとともに、国における国保連合会の令和6年度法人税施行令等の一部改正を踏まえ、適正な手数料の設定等を行う。
- (4) 職員研修基本計画に基づき、専門性の高い職員の育成等に努めるとともに、業務処理の効率化などにより働き方改革を進める。

## 第二 主たる事業の概要

### 1. 会務運営に関する事業

| 事務事業名                  | 内 容  |
|------------------------|--|
| (1) 総会                 | 規約の定めにより、7月（事業報告・決算関係）及び2月（事業計画・予算関係）に通常総会を開催する。                   |
| (2) 正副理事長会議<br>(3) 理事会 | 会務運営の具体的方針や業務遂行について審議するため、必要に応じて開催する。                              |
| (4) 監事監査・出納検査          | 監査規則により、定期監査を6月（決算期）及び11月（中間期）に、定期出納検査を四半期毎（8月・11月・2月・6月）に実施する。    |
| (5) 外部監査               | 公認会計士による歳入歳出に係る監査を実施し、出納事務の適正化を図る。                                 |
| (6) 経営計画推進委員会          | 経営計画の執行状況及び実施について、客観的に評価・検証を行うため、委員会を開催する。（委員会での評価等を理事会で報告し承認を得る。） |

### 2. 診療報酬等審査支払事業

保険者及び広域連合から国民健康保険及び後期高齢者医療の診療報酬等審査支払に係る事務を受託し、適正かつ円滑に遂行するとともに、審査の効率的運用と精度向上を図るため、国保総合システム（審査支援）によるコンピュータチェックを最大限に活用する。

| 事務事業名       | 内 容   |
|-------------|---|
| 診療報酬等審査支払業務 | ①診療報酬審査委員会<br>②柔道整復療養費審査委員会<br>③はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費審査委員会<br>④一般療養費審査委員会<br>⑤国保総合システム（審査支払系）の運用管理<br>⑥後期高齢者医療請求支払システムの運用管理<br>⑦国保総合システム（審査支援）によるコンピュータチェック<br>⑧出産育児一時金の医療機関への直接支払業務 |

3. 妊婦・乳児健康診査委託料審査支払事業

母子保健法に基づく妊婦・乳児健康診査委託料の審査支払業務を適正かつ円滑に実施する。

4. 特定健康診査・特定保健指導費用決済業務

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査・特定保健指導費用の費用決済業務を適正かつ円滑に実施する。

5. 介護保険事業

介護保険法に基づく介護給付費の審査支払業務、保険者の介護給付適正化事業の支援及び苦情処理業務を行う。

| 事務事業名                   | 内 容   |
|-------------------------|---|
| (1) 審査支払業務              | ①介護給付費の審査及び支払業務<br>②介護給付費等審査委員会<br>③介護予防・日常生活支援総合事業の審査及び支払業務  |
| (2) 苦情処理業務              | ①介護サービス苦情処理委員会<br>②苦情・相談業務  |
| (3) 市町村支援業務             | ①要介護認定更新支援処理<br>②償還払給付額管理処理<br>③介護給付費通知作成処理<br>④高額介護サービス費支給処理<br>⑤高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給処理<br>⑥各種支払支援処理<br>⑦統計資料作成処理<br>⑧介護給付適正化対策情報提供処理<br>⑨介護給付適正化支援処理 |
| (4) 保険料の年金からの特別徴収経由機関業務 | ・保険料の特別徴収に必要なデータ授受に係る業務   |

| 事務事業名               | 内 容   |
|---------------------|---|
| (5) 会議等の開催          | ①介護保険連絡協議会<br>②介護保険事務担当者説明会<br>③介護給付適正化担当者説明会 |
| (6) 年金生活者支援給付金に係る業務 | ・年金生活者支援給付金に係る所得情報等データ提供に関する事務                |

#### 6. 障害者総合支援法等事業

障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害介護給付費等の審査支払業務及び市町村支援業務を行う。

| 事務事業名       | 内 容   |
|-------------|---|
| (1) 審査支払業務  | ・障害介護給付費及び障害児給付費の審査支払   |
| (2) 市町村支援業務 | ①給付実績交換処理<br>②高額障害福祉サービス費及び高額障害児通所給付費に係る支給処理<br>③各種支払支援処理<br>④独自助成支払処理<br>⑤統計資料作成処理 |
| (3) 会議等の開催  | ・障害福祉事務担当者説明会   |

#### 7. 予防接種委託料支払事務

予防接種法に基づく予防接種委託料の支払事務を適正かつ円滑に実施する。

#### 8. 保険者レセプト二次点検業務

保険者における医療費適正化に資するため、レセプト二次点検業務を受託する。

#### 9. 第三者行為損害賠償求償事務共同処理業務

保険者及び広域連合における医療費適正化対策に係る事務支援として実施する。

| 事務事業名         | 内 容  |
|---------------|--|
| 第三者行為損害賠償求償事務 | <ul style="list-style-type: none"> <li>①第三者行為求償事務研修会（茨城県と共催及び本会単独）</li> <li>②第三者行為に係る通報及び相談</li> <li>③第三者行為損害賠償額の請求（加害者直接請求分を含む）及び受領に関する事務（国保・後期高齢者・介護保険・医療福祉及び指定公費）</li> <li>④求償事務処理上の諸問題について保険者等と協議し、求償事務共同処理業務の充実強化を図る</li> <li>⑤支部事業（求償事務研修会等）への参加</li> <li>⑥広域的又は専門的な事案に関する求償事務について県及び保険者と協議し、求償事務共同処理業務の充実強化を図る</li> </ul> |

10. 保険者事務共同電算処理事業

保険者及び広域連合における国保、後期高齢者医療及び医療福祉費等に係る事務の電算処理を行う。また、これら電算処理システムの安定運用に努める。

| 事務事業名         | 内 容  |
|---------------|--|
| (1) 国保に係る処理業務 | <ul style="list-style-type: none"> <li>①国保総合システム（保険者サービス系）の運用管理</li> <li>②電子帳票システムの運用管理</li> <li>③資格・給付確認</li> <li>④共同処理関係帳票の作成</li> <li>⑤高額療養費・高額介護合算療養費の関係帳票作成</li> <li>⑥資格確認書の作成</li> <li>⑦医療費通知書関係帳票の作成</li> <li>⑧後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知書の作成及び作成支援</li> <li>⑨介護給付適正化医療給付データの作成</li> <li>⑩国保事業月報作成支援システムの運用管理</li> <li>⑪その他保険者が必要とする資料及びデータの作成</li> </ul> |

| 事務事業名                                  | 内 容  |
|--|--|
| (2) 後期高齢者医療に係る処理業務                     | ①広域連合電算処理（標準）システムの運用管理<br>②レセプト資格確認<br>③レセプトデータ等各種データの作成<br>④統計情報の電子化<br>⑤高額療養費・高額介護合算療養費及び葬祭費支給申請書入力業務<br>⑥高齢者歯科健康診査委託料審査支払及び結果入力業務<br>⑦国保データベース（KDB）システムを活用したデータ集計及び分析業務 |
| (3) 医療福祉費に係る処理業務                       | ①医療福祉費受給者の資格・給付確認<br>②共同処理関係帳票の作成<br>③その他市町村が必要とする資料及びデータの作成   |
| (4) 国保事業費納付金等算定標準システム及び国保情報集約システムに係る業務 | ①国保事業費納付金等算定支援業務<br>②国保情報集約システムの運用管理   |
| (5) オンライン資格確認等システムに係る業務                | ・オンライン資格確認等システムに係る業務   |
| (6) 会議等の開催                             | ①電算処理問題検討委員会・作業部会<br>②保険者事務共同電算事務担当者会議   |

## 11. 事業振興

国保の健全な財政運営を確保するため、新・国保3%推進運動の推進及び国保制度の安定運営に向けた運動を展開する。

| 事務事業名    | 内 容                                     |
|----------|---|
| (1) 国保振興 | ①国保制度改善強化全国大会への参加・陳情活動<br>②政府予算説明会等への参加 |

| 事務事業名   | 内 容  |
|---|--|
| (2) 新・国保3%推進運動の推進<br>・収納率向上対策<br>・医療費適正化対策<br>・保健事業対策 | ①国保事業充実強化推進委員会<br>②冊子「統計でわかる茨城の国保の状況」の作成・配布<br>③保険料（税）収納率向上支援事業（保険料（税）収納率向上アドバイザー派遣）<br>④保険料（税）適正算定マニュアル（試算システム）の活用促進<br>⑤関係団体との連絡調整 |
| (3) 各支部事業の支援<br>（県央、県北、県南、県西）                         | ①国民健康保険・介護保険制度に関する調査研究<br>②国保連合会事業の推進等   |

## 12. 保健事業

保険者における生活習慣病対策をはじめとした健康増進及び疾病予防の取組み等に関する支援について、国保データベース（KDB）システム及びKDB補完システムを活用した支援を行うとともに、関係機関との検討・協議を図るなど、保険者のニーズに沿った効率的な対応に努める。また、特定健診・特定保健指導のデータを活用し特定健診に係る受診勧奨を行う。

| 事務事業名        | 内 容   |
|--------------|---|
| (1) 協議会、研修会等 | ①国保データベース（KDB）システム及びKDB補完システム操作研修会<br>②糖尿病性腎症重症化予防研修会<br>③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する研修会（茨城県後期高齢者医療広域連合と共催）<br>④保健事業支援・評価委員会<br>⑤健康づくり推進研修会 |
| (2) 各種支援事業   | ①国保データベース（KDB）システム及びKDB補完システムを活用したデータ提供及び利活用支援<br>②特定健診受診率向上及びデータヘルス計画中間評価への支援<br>③保健事業支援・評価委員による支援（グループ・個別・研修会）<br>④保健師等行政専門職職員研修      |

| 事務事業名        | 内 容   |
|--------------|---|
| (2) 各種支援事業   | ⑤茨城県在宅保健師の会会員と連携した支援（特定保健指導・重複多剤受診者に対する訪問指導等）<br>⑥市町村保健事業事例集の作成・配布<br>⑦各種統計資料の作成<br>⑧健康関連機器等の貸出し<br>⑨茨城県保険者協議会と連携した研修会の実施及び広報活動 |
| (3) 国保診療施設関係 | ①勤務医師・看護師・事務長等合同研修会<br>②茨城県国保診療施設協議会事業への事務援助  |

### 13. 広報宣伝事業

国民健康保険制度の趣旨普及、被保険者教育及び本会事務事業に関する広報活動を実施する。

| 事務事業名 | 内 容   |
|-------|---|
| 広報活動  | ①広報委員会<br>②機関誌「茨城の国保」の編集及び発行<br>③国保情報ネットワークを活用した情報提供<br>④全国優良保険者などの情報提供<br>⑤ICT（情報通信技術）を利用した広報事業の実施<br>⑥プレミアム動画広告での広報事業の実施<br>⑦被保険者教育広報 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 国保料（税）納付勧奨及び特定健診受診促進に係るポスターの作成・配布</li> <li>イ 国保標語募集事業の実施</li> <li>ウ 地域情報誌を活用した広告</li> <li>エ 被保険者教育用記事提供</li> </ul> |

| 事務事業名 | 内 容  |
|-------|--|
| 広報活動  | ⑧図書、物資斡旋<br>⑨国保制度に係る各種リーフレット等の共同購入<br>⑩ホームページによる広報 |

#### 14. 育成指導関係事業

保険者等事務担当者の資質向上と国保運営上の諸問題について研究等を行う。また、保険者の医療費適正化対策として、レセプト点検事務に関する支援を行う。

| 事務事業名             | 内 容   |
|-------------------|---|
| (1) 講習会・研修会の開催    | ①国保事務新任者講習会 (茨城県と共催)<br>②国保料(税)事務研修会 ( // )<br>③資格・給付並びに求償事務研修会 ( // )<br>④市町村(国保組合)国保主管課長研修会 |
| (2) 保険者レセプト点検事務支援 | ・保険者レセプト点検員への事務支援   |

#### 15. 会議・協議会等

本会、保険者並びに支部等の関係団体における事業の円滑な運営を図るため、会議及び協議会等を開催し、緊密な連絡・調整等を行う。また、国民健康保険事業の改善と健全な発展に資するため、調査研究等を行う。

| 事務事業名             | 内 容  |
|-------------------|--|
| 保険者との連絡・調整に関する会議  | ・国民健康保険・介護保険及び障害福祉主管課長等会議  |
| 支部等との連絡・調整に関する協議会 | ①支部常任幹事連絡協議会<br>②調査研究委員会<br>③支部及び茨城県国保組合連絡協議会への助成<br>④関係団体の支援(茨城県国民健康保険運営協議会長会、茨城県医療福祉協議会) |